

人口 19.7.1 現在
 ()内は前月比
 人口 / 330,008人 (- 202)
 男 / 156,141人 (- 141)
 女 / 173,867人 (- 61)
 6月分・出生 188人
 ・死亡 224人
 ・転入 484人
 ・転出 650人
 世帯 / 132,477世帯 (- 45)



INFORMATION

市役所からのお知らせ

年金記録の確認は 社会保険事務所で

秋田社会保険事務所では、年金記録をオンラインで確認できる専用相談窓口を設けています。受付時間など、詳しくはお問い合わせください。

確認に必要な物
 年金手帳など年金番号が確認できるもの
 本人以外のかたは、委任状と、運転免許証など代理人の本人確認ができるもの

年金記録がなかったかたは...

確認した結果、納めたはずの年金記録がないときは「年金記録確認第三者委員会」へ申し立てができます。申し立ては社会保険事務所ですべて受け付けます。

注意!
 「申し立て」は、社会保険事務所ですべて年金記録を確認してからでないとできません。

問い合わせ
 秋田社会保険事務所tel(865)2391

1 特別弔慰金の請求は 平成20年3月31日まで

左記の対象のかたに「特別弔慰金」が国から支給されます(額面40万円、10年償還の記名国債)。請求期限は来年の3月31日です。期限を過ぎると、法律により特別弔慰金を受ける権利が消滅します。まだ請求していないかたはお早めにごとぞ。

支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族に、平成17年4月1日時点で公務扶助料や遺族年金などを受けていたかたがいない場合、次の順番で先のかた、お一人
 1... 戦傷病者戦没者遺族等援護法による「弔慰金」の受給権者
 2... 戦没者等の子
 3... 戦没者等と生計関係があった、父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
 4... 3の対象者以外の 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹

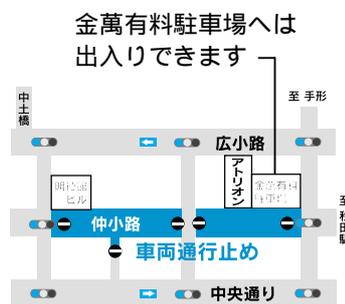
2 戦没者の慰霊と 平和を祈る黙とうを

5... 1... 4の対象者以外の3親等内の親族戦没者等の死亡まで引き続き1年以上、生計関係があったかたに限る) 請求窓口 福祉総務課(福祉棟2階)、河辺市民センター、雄和市民センター 問い合わせ 福祉総務課地域福祉推進室☎(866)2494

広島市と長崎市に原爆が投下された日と終戦の日、河辺・雄和地域を含む市内すべての消防署、出張所、分署で1分間サイレンを鳴らします。
 戦没者のめい福と恒久平和を祈り、1分間の黙とうを捧げましょう。
 サイレンが鳴る日時
 ・広島市の原爆 8月6日(月)午前8時15分
 ・長崎の原爆 8月9日(木)午前11時2分
 ・終戦の日 8月15日(水)正午
 問い合わせ 福祉総務課地域福祉推進室☎(866)2494

3 8月4日(土)・5日(日) 仲小路の一部を 歩行者天国に

仲小路振興会と共同でモール化(車両通行止めの商店街にすること)の社会実験をするため、竿燈まつり期間中の8月4日(土)と5日(日)の午前11時~午後8時、仲小路の一部を車両通行止めになります。ご協力をお願いします。



問い合わせ
 まちづくり整備室
 tel(866)2156

4 特定疾患医療受給者証 更新は9月末日まで

「特定疾患医療受給者証」をお持ちのかたへ「更新のお知らせ」を送りました。更新の受け付けは9月末日までです。期限を過ぎると更新として扱えませんので、手続きはお早めにお願います。

現在、受給者証を持っているのに保健所から「更新のお知らせ」が届いていないかたは、健康管理課へご連絡ください。

Look!

災害遺児にあたたかい手を...事故や災害で保護者を亡くした遺児を支援するため、みなさんからの寄附金を募集しています。詳しくは、(財)秋田県災害遺児愛護会へ。tel(864)2717

8月10日(金)まで 夏の交通安全運動実施中！



自動車、自転車を運転しているとき携帯電話で通話やメールをするのは、たいへん危険です。絶対にやめましょう！

情報公開、個人情報保護のご相談は市民相談室へ

市では、より公正で開かれた市政を進めるため情報公開制度を設け、市が保有する情報を広く公開、提供しています。また、個人情報保護制度では、市が保有している個人情報を保護し、適正に取り扱うためのルールを定め、自己の個人情報の開示、訂正および利用停止請求をする権利を保障しています。情報公開や個人情報についての相談や開示請求は、市役所1階の市民相談室で受け付けています。

また、市民相談室、河辺・雄和市民センターにある資料閲覧コーナーでは、市政に関する資料や各種刊行物を自由にご覧いただけます。

平成18年度の処理状況

公文書 開示請求	請求 件数	処理状況				取り 下げ	未処理 (※)
		開示	部分開示	不開示	不存在		
	50	9	24	0	14	2	1

開示請求のおもな内容...市職員の処分に関するものなど
未処理は、年度末の請求のため19年度に繰り越されたもの

保有 個人情報 開示請求	請求 件数	処理状況				取り 下げ	
		開示	部分開示	不開示	不存在		
	16	9	6	0	0	1	0

開示請求のおもな内容...カルテに関するものなど

公文書の開示を請求できるかた

市内に住んでいるかた 市内の事務所に勤務しているかた 市内に事務所がある個人や法人、団体
市内の学校に在学しているかた 市が行う事務事業に利害関係のあるかた 市が保有している自分の情報の開示請求などは、誰でも行うことができます。

制度の対象となる機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会
監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
上下水道事業管理者、消防長、議会

対象となる公文書

制度の対象となる機関の職員が仕事で作成したり、取得したりした文書や図画、写真、フィルム、電磁的記録(磁気テープ、磁気ディスクなど)などで、平成10年4月1日以降(電磁的記録は平成17年7月1日以降)に事務処理が終わり、管理しているもの

問い合わせ 市民相談室情報公開担当tel(866)2272

大町の旧金子家
住宅(平成17年度
都市景観賞受賞)



あなたのおすすめ
教えてください

景観マップ作りませんか

市ではみなさんと一緒に、市内の良好な景観をマップにして市内、市外へPRしたいと考えています。

そこで、各地域の景観についてみなさんと話し合うミーティングを開きますので、おすすめの景観の写真をお持ちのうえ、ぜひご参加ください。

なお、ミーティングの結果は、来年度に策定する「(仮称)秋田市景観計画」に反映します。

対象 各地域にお住まいのかた 定員 各30人

日程と会場	開催日時	会場
東部地域	8月27日(月)	東部公民館
南部地域	8月30日(木)	南部公民館
西部地域	9月5日(水)	西部公民館
北部地域	9月7日(金)	土崎公民館
中央地域	9月11日(火)	サンパル秋田
河辺地域	9月14日(金)	河辺地域活動センター
雄和地域	9月19日(水)	雄和地域活動センター



いずれも時間は午後6時30分～8時30分

申し込み 各開催日の前日まで、
都市総務課都市環境担当tel(866)2332

「あきた市民カード」を作れば、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書の自動交付機を利用できます。カードの交付は無料です。
対象 秋田市の住民基本台帳に登録されている、満15歳以上のかた
申請に必要なもの 運転免許証や健康保険証など本人確認できるもの
印鑑登録証(お持ちのかた)
申請窓口
市民課、土崎・新屋支所
アルヴェ市民サービスセンター
河辺・雄和市民センター
岩見三内・大正寺連絡所
自動交付機がある場所
市役所正面玄関
土崎支所、秋田テルサ
アルヴェ市民サービスセンター
自動交付機の利用時間
平日 午前9時～午後7時
土・日、祝日 午前9時～午後5時
秋田テルサは午前9時30分から
問い合わせ 市民課
tel(866)2018



5 「あきた市民カード」
を作りませんか！
無料で交付します

